

議案第 6 5 号

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の廃止について

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例を廃止する条例

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例（平成31年岩倉市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第1条第2項中「86の項」を「85の項」に改める。  
別表中82の項を削り、83の項を82の項とし、84の項から86の項までを1項ずつ繰り上げる。